○三豊市障害者等日中一時支援事業実施要綱

平成18年9月29日
告示第243号
改正　平成19年3月23日告示第83号
平成19年3月23日告示第86号
平成20年6月9日告示第213号
平成22年3月19日告示第52号
平成25年3月28日告示第63号
平成27年12月25日告示第260号

(目的)

第1条　この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第8項の規定に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の日中における活動の場を確保するとともに、障害者等が社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行い、もって障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供することを目的とする。

(事業の委託)

第2条　市長は、この告示に基づき実施する事業(利用の決定等一部を除く。)について、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託するものとする。

(利用対象者)

第3条　利用対象者は、三豊市に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者等で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めたものとする。

2　前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、前項の要件に該当しない者であっても、利用対象者とすることができる。

(事業の内容)

第4条　事業の内容は、次のとおりとする。

(1)　市長が指定する施設(以下「施設」という。)における障害者等の一時預かり及び社会に適応するための日常的な訓練の実施

(2)　送迎サービス等の実施

(利用の申請)

第5条　この事業を利用しようとする者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、地域生活支援事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、利用の要否について、地域生活支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(利用の決定等)

第7条　市長は、前条の申請について利用を決定したときは、地域生活支援事業利用者証(様式第3号。以下「利用者証」という。)を申請者に交付するものとする。

2　前項の規定により利用者証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設を利用する場合は、利用者証を提示しなければならない。

(利用の取消し)

第8条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の決定を取り消

すことができる。
(1)　虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたことが判明したとき。
(2)　利用の取消しが適当と市長が認めたとき。
(費用負担等)
第9条　事業に要する費用は別表第1のとおりとし、市は、当該事業に要する費用のうち9割を社会福祉法人等へ委託料として支払うものとする。
2　社会福祉法人等は、当該事業に要する費用の1割を利用者から徴収することができる。
3　前項の利用者が負担する額の上限は別表第2のとおりとし、その対象となる負担額は市長が定める事業(この告示で定める事業、三豊市障害者等移動支援事業及び三豊市地域活動支援センター機能強化事業をいう。)を利用し、同一月において負担した費用の合計額とする。
4　前項の対象となる負担額のうち、利用者が負担する額の上限を超える部分については、市の負担とする。
5　事業に要する経費以外の実費相当額は、別途利用者の負担とする。
(利用者証の有効期限)
第10条　利用者証の有効期限は、決定のあった日から当該年度末までとする。
(報告)
第11条　社会福祉法人等は、事業の実施に必要な関係書類を整備し、毎月10日までに事業実施状況を市長に報告しなければならない。
2　市長は、この事業に関し必要があると認めるときは、社会福祉法人等に対し、前項以外の報告を求め、若しくは必要な指示をし、又はその職員に調査させることができるものとする。
(守秘義務)
第12条　社会福祉法人等の職員又は職員であった者は、正当な理由なしに、職務上知り得た秘密又は個人の情報を漏らしてはならない。
(委任)
第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
附　則
この告示は、平成18年10月1日から施行する。
附　則(平成19年告示第83号)
この告示中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。
附　則(平成19年告示第86号)抄
(施行期日)
1　この告示は、平成19年4月1日から施行する。
附　則(平成20年告示第213号)
この告示は、平成20年7月1日から施行する。
附　則(平成22年告示第52号)
この告示は、平成22年4月1日から施行する。
附　則(平成25年告示第63号)抄
(施行期日)
1　この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この告示の施行の際、この告示による改正前の三豊市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付等に関する事務処理要綱、三豊市障害者等日中一時支援事業実施

要綱、三豊市障害者等移動支援事業実施要綱、三豊市地域活動支援センター事業実施要綱及び三豊市福祉ホーム事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附　則(平成27年告示第260号)抄

(施行期日)

第1条　この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

第8条　この告示の施行の際、第9条の規定による改正前の三豊市障害者等日中一時支援事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1(第9条関係)

利用時間	費用
4時間未満	2,000円　(医療行為が伴うものは4,000円)
4時間以上	4,000円　(医療行為が伴うものは8,000円)
送迎加算	片道　540円

別表第2(第9条関係)

世帯	対象		上限額(月額)
生活保護世帯	生活保護世帯に属する者		0円
低所得世帯	市町村民税非課税世帯の者		0円
一般1	市町村民税課税世帯	所得割額28万円未満の障害児世帯の者	4,600円
		所得割額16万円未満の障害者世帯の者	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	一般1に該当しない者	37,200円

※　世帯の範囲は、障害者については本人と配偶者のみを世帯とし、障害児については原則として住民基本台帳上の世帯とする。